

短期入所 料金表

(1)基本料金 個人負担額は《負担金×10.14×0.1》

〈従来個室〉

介護度	利用者負担 (日額)	サービス提供体 制強化加算(Ⅱ) (日額)	利用者負担合計 (日額)
介護予防・要支援 1	619 円	18 円	637 円
介護予防・要支援 2	762 円		780 円
要介護度 1	794 円		812 円
要介護度 2	867 円		885 円
要介護度 3	930 円		948 円
要介護度 4	988 円		1,006 円
要介護度 5	1,044 円		1,062 円

〈多床室〉

介護度	利用者負担 (日額)	サービス提供体 制強化加算(Ⅱ) (日額)	利用者負担合計 (日額)
介護予防・要支援 1	658 円	18 円	676 円
介護予防・要支援 2	817 円		835 円
要介護度 1	875 円		893 円
要介護度 2	951 円		969 円
要介護度 3	1,014 円		1,032 円
要介護度 4	1,071 円		1,089 円
要介護度 5	1,129 円		1,147 円

(2)加算項目 個人負担額は《負担金×10.14×0.1》

個別リハビリテーション 実施加算	240 円/日	個別にリハビリテーションを実施した場合 に加算されます
療養食加算	8 円/回	医師の指示に基づき、療養食(糖尿病食、腎 臓病食等)を提供した場合に加算されます
送迎加算	184 円/片道	送迎を行った場合に加算されます

重度療養管理加算	120 円/日	要介護度 4、5 の利用者に医学的管理の下でサービスを提供した場合に加算されます (対象は喀痰吸引、呼吸障害、経腸栄養、中心静脈注射、人工腎臓、ストーマ処置の方です)
緊急短期入所受入加算 (要介護者のみ)	90 円/日	利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所となった場合に加算されます(7 日を限度とする)

※行政が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施している施設として届け出ていますので、所定の割合に応じた介護報酬が加算されます。

- ・介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数に 3.9%を乗じた単位数で算定
- ・介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数に 1.7%を乗じた単位数で算定
- ・ベースアップ等支援加算 所定単位数に 0.8%を乗じた単位数で算定

### (3)保険外 (自己負担)

#### 【従来型個室】

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費負担 (日額)	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,750 円
居住費負担 (日額)	490 円	490 円	1,310 円	1,310 円	1,690 円
教養娯楽費 (日額)	150 円				

#### 【多床室】

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費負担 (日額)	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,750 円
居住費負担 (日額)	0 円	370 円	370 円	370 円	380 円
教養娯楽費 (日額)	150 円				

上記に加え、衣類、タオル、日用品のレンタル費用がかかります（外部契約）。

※介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方は、第四段階の金額となります。